

岐阜県農村地域への産業の導入に関する基本計画

令和7年4月

岐阜県

目 次

はじめに	・・・	1
第1 農村地域への産業導入の目標	・・・	4
1 導入産業に係る業種選定の考え方		
2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方		
3 配慮事項		
第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	・・・	8
1 安定した就業機会の確保		
2 若年層の定着化・人材の地方還流の円滑化		
第3 農村地域への産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	・・・	9
1 国及び県の目標		
2 生産性の高い農業の確立		
3 「地域計画」等を踏まえた担い手への農地の集積・集約化		
4 活力と潤いのある農村社会の建設		
第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	・・・	10
第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	・・・	12
1 情報提供等		
2 産業基盤の整備		
3 定住等及び地域間交流の条件の整備		
第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	・・・	14
1 地域労働力の需給調整		
2 雇用情報の収集及び提供		
3 職業紹介等の充実		
4 職業能力開発等の推進		
第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	・・・	16
1 担い手の育成・確保		
2 農業生産基盤及び農業用施設の整備		

第8 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項(その他必要な事項) … 17

- 1 環境の保全等
- 2 農村地域の活力の維持増進への配慮
- 3 過疎地域等への配慮
- 4 農業団体等の参画
- 5 関係部局間の十分な連携等
- 6 企業への情報提供等
- 7 遊休地解消に向けた取組み
- 8 撤退時のルール
- 9 実施計画のフォローアップ体制の確保

岐阜県農村地域への産業の導入に関する基本計画

はじめに

本計画は、「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（昭和46年法律第112号。以下「農村産業法」※¹という。）に基づき、岐阜県（以下「県」という。）が策定する当県の農村地域※²への産業の導入を促進するための具体的な考え方及び施策の方向性を示す、第8次の基本計画である。

当県は日本のほぼ中央に位置し、平坦地から山岳地まで極めて起伏に富んだ地形からなり、古来より「飛山濃水」の地と言われるように、木曾・長良・揖斐の木曾三川をはじめとする豊かな水に恵まれた美濃平野部と、日本アルプスの山並みの連なる飛騨山間部に分かれる内陸県で、多彩な産業活動が展開されている。

このような「日本の縮図」ともいえる変化に富んだ自然条件と大消費地に比較的近い立地条件を生かして、当県の農業は多彩に営まれ、人々の食を支えている。

とりわけ、美濃から飛騨にかけて多種多様な作物が周年にわたって栽培され、いつでも新鮮な農作物が供給できることが特長となっており、主な地域ブランドは水稻「ハツシモ」をはじめ、「富有柿」、「飛騨牛」など数多くある。

岐阜、西濃地域では、トマト、いちご、きゅうり等の施設野菜や、ほうれんそう、えだまめ、だいこん、にんじん等の露地野菜、かき、なし等の果樹、切りバラや鉢物等の花きが栽培されているほか、稲、麦、大豆の土地利用型作物が南西部において盛んに作付けされている。また、中濃、東濃地域では、夏秋トマト、夏だいこん、くり、花きの栽培のほか、豚や鶏の中小家畜生産と酪農が行われている。

飛騨地域の農業は、夏期の冷涼な気候を生かして夏秋トマト、夏ほうれんそうなどの野菜類、もも、りんごなどの果樹、夏ぎく等の花きの栽培、広大な山地を利用した肉用牛の生産、酪農が行われている。

また、水産業では、アユやマス類を中心とした河川漁業や養殖漁業が中心となっている。

そのような営農状況の中、当県では令和3年に「ぎふ農業・農村基本計画」※³を策定し、農業・農村の振興に取り組んできた。

その間、国内では、人口減少の進展に伴う国内マーケットの縮小、日米貿易協定など大型の経済連携協定の発効による経済のグローバル化が一層進んできたほか、頻発化・激甚化する自然災害や、豚熱・鳥インフルエンザ等の家畜疾病対策、さらには、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな課題に直面してきた。また、県内の農業・農村の現場では、人口減少、高齢化による担い手不足がますます深刻化し、農業産出額も減少傾向となっている。特に、中山間地域では、鳥獣害や耕作放棄が深刻化するなど、営農環境だけでなく生活環境の悪化も懸念されている。

こうした当県の農業・農村が直面する課題に対応し、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりのため、県は「ぎふ農業・農村基本計画」において掲げた以下の

4つの基本方針に沿って各種関連施策を推進している。

- ① ぎふ農業・農村を支える人材育成
- ② 安心で身近な「ぎふの食」づくり
- ③ ぎふ農畜水産物のブランド展開
- ④ 地域資源を活かした農村づくり

食料安全保障の根幹となる食料自給率を高めるため、今後も当県のもつ自然・立地条件を生かしながら、安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指し、各種関連施策を推進する必要がある。

一方、県内の工業は、地域資源を活用した繊維・衣服・窯業・土石・金属・刃物・木材・木製品等の地場産業が産地を形成してきたが、高度経済成長期以降、輸送用機械、電気機械、一般機械などの機械関連産業の立地が進み、現在では、地場産業に代わる主要産業として、県経済のけん引役を果たしている。

しかし、経済のグローバル化や雇用情勢の変化が進む中、当県の経済活性化のためには、外的要因・経済変動に強い、バランスのとれた産業構造の構築を目指す必要がある。

このため、県経済の回復・再生に取り組むとともに、D Xや脱炭素をはじめとする社会経済環境の変化に対応した持続的な発展を目指すため、以下の6つのプロジェクトから成る「岐阜県経済・雇用再生戦略」^{※4}において、本県経済振興の方向性が示されたところである。

- ① 新たな産業活力の創出
- ② 「D X」・「G X」推進加速化
- ③ 人材確保・雇用対策
- ④ 新次元の地方分散への対応
- ⑤ 県産品の世界展開
- ⑥ 世界に選ばれる持続可能な観光地域づくり

この戦略では、若者の県内就職や障がい者の就労を促進するとともに、成長産業(航空宇宙、ヘルスケア、食品、エネルギー)の活力強化に向けた支援や今後の東海環状自動車道全線開通・リニア中央新幹線開業を見据えた、製造業・物流関連産業等の誘致を推進することにより、企業・人の地方回帰の流れ等と呼び込む取組みが求められている。

こうした中、平成29年には「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」(平成29年法律第48号。以下「改正農産法」という。)により、産業の業種(工業等5業種(工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業))の限定が廃止され、サービス業などすべての産業導入が可能となったことで、工業以外の産業の立地・導入が促進され、農村地域における就業と所得増大の機会の一層の創出が期待できることとなった。

当県においては、これまでも農村産業法等を活用した企業誘致により企業が立地しており、これらの新規立地企業と農業を含めた地域産業が共存するなど、農村地域の

活性化に貢献してきたが、今後も引き続き、農村地域における農業と導入産業のバランスのとれた発展を図り、農業者、地域住民や関係人口を含む外部人材がそれぞれの役割のもと農業・農村を支える体制や仕組みづくりに取り組むとともに、農業を魅力ある産業にしていく必要がある。

以上のことから、「岐阜県農村地域への産業の導入に関する基本計画」は、国が策定した「農村地域への産業の導入に関する基本方針」（平成 29 年 8 月 25 日付け厚生労働省、農林水産省、経済産業省官庁報告。以下「基本方針」という。）や「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に関するガイドライン」（令和 5 年 9 月 20 日付け職発 0920 第 1 号厚生労働省職業安定局長・5 農振第 1571 号農林水産省農村振興局長・20230904 地局第 1 号経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ長通知。以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号。以下「都計法」という。）・「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和 44 年法律第 58 号。以下「農振法」という。）・「農業経営基盤強化促進法」（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤強化法」という。）等関係法令との調和を保ち、農村地域へ産業を計画的に導入することにより、安心とワクワクにあふれる地域を創り、人やモノが集まる農業と産業等の均衡ある発展を図ることとする。

-
- ※1 農村産業法は、農村地域への産業の導入を促進し、農業従事者が導入される産業に就業するための措置を講ずるとともに、これとあいまって農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と産業の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的とする。
- ※2 本計画の対象となる「農村地域」とは、岐阜市（旧岐阜市の区域）、各務原市（旧各務原市の区域）、岐南町、笠松町を除く 38 市町村の区域である。
- ※3 令和 3 年 3 月策定。令和 5 年 3 月中間見直し。対象期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間。
- ※4 令和 5 年 3 月策定。令和 6 年 3 月一部修正。対象期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間。

第1 農村地域への産業の導入の目標

県は、以下の事項を踏まえ、農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

1 導入産業に係る業種選定の考え方

(1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会及び雇用の質が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業（農業と農村地域に導入される産業のことをいう。以下同じ。）との均衡ある発展が図られる業種を選定するものとする。

したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は選定しないものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、選定しないものとする。

また、「農業と導入産業との均衡のある発展」には、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行う雇用構造の高度化に資することも含まれるものとする。

(2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられるか否かに関わらず、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて判断するものとする。

また、判断に当たっては、当該導入業種が、地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じた場合には、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意する。

(4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を推奨する。例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

なお、これらの産業の中には、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果を最大化することを目的としている「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）に基づく「岐阜県基本計画」に選定されている産業の導入も含まれる。

(5) 農業を業種として選定することも認められること

導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること。

なお、農村産業法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において産業導入地区の対象とする区域は、農村産業法の規定により定められる農村地域とし、これらの地域において、地域の農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

なお、産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる事項に留意する。

(1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

市町村が産業の立地に係る区域を設定する際は、「国土利用計画（岐阜県計画）」、「岐阜県土地利用基本計画」、「都市計画」、「農業振興地域整備計画」等の各種の土地利用計画について、県及び市町村の各計画担当部局等とあらかじめ十分調整を行った結果、当該地域の実施計画に定める産業導入地区において行われるよう誘導することとし、各種の土地利用計画との調整方針・調整結果等について、市町村が策定する実施計画において具体的に記載することとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村においては、実施計画の策定に当たり、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先するものとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて産業導入地区の区域を設定する。

(4) 自然環境の保全

産業導入に当たっては、県土の美しい自然を破壊することなく後世代に引き継ぐことが現世代に課された責務であることから、以下の地域等における産業導入地区の設定を避ける。

- ア 自然環境保全地域
- イ 自然公園
- ウ 鳥獣保護区
- エ 天然記念物等貴重な動植物の生息地および自生地
- オ 特異な地質又は地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域
- カ 文化財及び埋蔵文化財包蔵地
- キ これらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等

また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。

(5) 産業導入地区の区域の見直し

区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により、市町村の担当部局がその変更について関係機関と十分調整の上、産業導入地区の区域の変更が必要と判断した場合に行うものとする。

また、実施計画の変更に伴い産業導入地区の縮小又は廃止を行う場合にあっては、優良農用地の確保の観点から、当該土地がその形状等からみて農用地区域に含めることが相当と認められるときは、農用地区域に編入するものとする。

3 配慮事項

(1) 導入企業と既存産業との交流の促進

既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築

を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、既存企業との共存に資する地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

(2) 労働力需給等の地域における雇用動向を踏まえた企業の導入

労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合において、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮するほか、地域へのU I J ターン希望者の就職について積極的に対応していく。

第2 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

1 安定した就業機会の確保

農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力需要に対しては、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。

この場合において、市町村等は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握する。

2 若年層の定着化・人材の地方還流の円滑化

農業以外の産業に就業を希望する農業従事者の就業を促進するに当たっては、中高年齢者層の就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者をはじめとする若年層の定着化を図る。

また、農業従事者が就業するに当たっては、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。

第3 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整を適切に行い、農業の振興に関する県の計画で示された施策の方向に即し、下記のとおり農業構造の改善を図るよう努める。

1 国及び県の目標

農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月閣議決定）や「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努めるものとする。

また、「ぎふ農業・農村基本計画」において掲げた基本方針を踏まえ、日米貿易協定など大型の経済連携協定に対応した強い農業づくりを進め、「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくりの実現を目指すものとする。

2 生産性の高い農業の確立

農村地域への産業の導入により農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定的な就業を促進するとともに、認定農業者（基盤強化法第12条第1項に基づく認定を受けた者をいう。）等の地域の中核的な農業経営者たる担い手に対し、農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努めるものとする。

また、農業を支援する機能を有する産業（商工・観光業）と地域の農業が相互に補完・連携し、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

3 「地域計画」等を踏まえた担い手への農地の集積・集約化

農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、担い手への農地の集積・集約化が図られるよう、基本構想（基盤強化法第6条第1項に基づき市町村が策定する基本構想をいう。）や、地域計画（基盤強化法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないものとする。

4 活力と潤いのある農村社会の建設

農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備のための取組みを一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。

第4 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

産業導入地区の区域の設定については、本基本計画第1の2「産業導入地区の区域の設定及び見直し」によるものとするが、やむを得ず、産業導入地区に農用地を含める場合には、次の調整方針に基づいて、産業導入地区の区域を設定することとする。

1 農用地区域外での開発を優先すること

産業導入地区の区域の設定に関し、実施計画を定めようとする市町村の区域内に、都計法に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

また、これらの地域外で農用地区域（農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。）以外の農用地がある場合には、当該農用地を次に優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

やむを得ず農用地区域内に産業導入地区を設定する場合には、国の基本方針及び県の基本計画を踏まえて、農業振興地域制度および農地転用制度の担当部局と十分調整すること。

2 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地において導入産業の用に供する施設を整備することにより、以下のような土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

- (1) 集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在し、高性能農業機械による営農への支障が生じること
- (2) 小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じること
- (3) 地域計画の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じること

3 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

4 面的整備を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓をいう。）に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。

5 機構関連事業の取組みに支障が生じないようにすること

(1) 農地中間管理権の存続期間中の農用地

「土地改良法」（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業。以下「機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地については、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。

(2) 機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地

機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。

なお、「公にされている」ことの解釈は、ガイドライン第 3 の 1 （4）によることとし、「機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、機構関連事業に係る土地改良事業計画について、岐阜県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。

また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も「機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」に含まれる。

優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、こうした農用地を把握することができるよう、県の農地整備担当課等農政部局と密接に調整を行うものとする。

(3) 農地中間管理権の存続期間が満了した農用地

農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記 1 から 3 までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。

第5 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備等に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤を始めとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、

- ・「地域再生法」（平成 17 年法律第 24 号）
- ・「地域未来投資促進法」（平成 19 年法律第 40 号）
- ・「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」（平成 19 年法律第 48 号）
- ・「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 38 号）
- ・「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（平成 22 年法律第 67 号）

等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産業・生活空間の形成に努めるものとする。

さらに、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮するものとする。

1 情報提供等

農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に当たっては、本制度に基づく国の税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等が活用されるよう、情報提供等必要な支援を行う。

2 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案した上で、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努めるものとする。

(1) 産業の立地・導入に必要な用地

産業の立地・導入に必要な用地の計画に際しては、地域全体の産業等立地の動向、産業需給状況等導入の可能性を十分に勘案するとともに、優良農用地の保全に配慮

しつつ産業用地等の確保を図るものとする。

また、高度な技術に関する情報連絡施設、交流施設、教育訓練施設等のソフトな産業基盤の整備にも努めるとともに、既存の公設の試験研究機関を広く開放することにより企業等と交流・連携等を図るものとする。

(2) 道路等の整備

交通網については、名神高速道路、中央自動車道、東海北陸自動車道、東海環状自動車道、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道等の高規格道路、本県の骨格幹線である一般国道、主要地方道及び県民の生活に密接な関連をもつ一般県道、市町村道による体系的道路網の計画的利用を図るとともに、リニア中央新幹線の整備促進に努め、広域的なネットワークの整備を図る。

(3) 工業用水道

工業用水の水源については、既設の木曽川総合用水等の活用にも努めることとする。

(4) 共同流通業務施設、通信運輸施設及び生活関連施設

共同流通業務施設、通信運輸施設及び生活関連施設（住宅、上下水道、廃棄物処理施設等）は、諸計画に基づいて整備に努めるものとする。

3 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入に併せて、農村地域での定住等及び地域間交流の促進に資するための条件の整備が推進されるよう、市町村への助言等必要な支援を行う。

この場合において、定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず安定した就業機会が不足している地域に重点を置いて実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを把握して、生産基盤と生活基盤との一体的整備及び文化の振興に努める。

第6 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

実施計画においてそれぞれ導入される産業への農業従事者の円滑な就業が促進されるよう、実施計画策定市町村、導入企業等による雇用情報の収集及び提供、職業紹介の充実、職業能力開発の取組みに対し、既存の職業紹介機能および公共職業能力開発施設の活用を図りながら、必要な支援を行う。

1 地域労働力の需給調整

実施計画の策定に際しては、その地域における労働市場の実情に即応して農業、既存産業及び導入産業の相互間で、労働力の競合が生じないように十分調整する。

2 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

3 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるようにするため、在宅通勤圏の広域化に配慮しつつ、職業安定行政機関等との連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介を実施するとともに、雇用の安定等に関し導入企業への指導援助に努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業へ円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用を図る。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

4 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に資する職業訓練や自己啓

発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第7 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため次の施策を実施する。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画」の策定を通じて、地域の話合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業用施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第8 その他農村地域への産業の導入に関する重要事項（その他必要な事項）

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。

また、交通量の増加に伴う大気汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する。

特に、「岐阜県環境基本計画」等の環境保全に関する計画との整合を図るなど農村地域の環境を保全するため、次のことを行うものとする。

(1) 実施計画の策定

産業導入地区の面積が20ha以上の場合、その他導入業種及び地域の特性等からみて環境保全上特別の配慮を要する場合には、実施計画の策定に先だって、環境に与える影響を予測調査し、その結果を踏まえ環境保全に配慮しつつ実施計画を策定するものとする。

(2) 環境影響評価

開発区域の事業面積が5ha以上の場合、「岐阜県地域環境保全指針」に基づく手続きを行うものとし、「岐阜県環境影響評価条例」（平成7年岐阜県条例第10号）の対象事業となる場合については、当該条例による環境影響評価の手続きを行うものとする。

なお、生産活動を行う企業が公害防止について万全を期するのは当然のことであるが、導入後においても必要に応じて県及び関係市町村は監視体制の充実等環境保全の上から適切な対応に努めるものとする。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化の進行等により活力の低下がみられる地域については、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備、職業安定機関との連携等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

過疎地域、山村地域等への産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画の策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入、農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の体制整備・連絡調整に努める。

また、本制度は産業の導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携により、施策の推進や情報の共有等に努めるものとする。

6 企業への情報提供等

県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び東海農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な、国や地方公共団体が実施している企業立地・設備投資促進に係る施策について、上記の窓口や関係機関の活用・連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組み

市町村は、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

8 撤退時のルール

立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないよう、事業計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で、産業導入地区の区域を設定すること。また、フォローアップを行う体制を確保することのほか、以下の事項に留意する。

- (1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合も跡地の有効活用が円滑に進むよう、企業から市町村へ可能な限り早期に報告することや、撤退した場合の措置（施設の撤去、費用負担に関する事項、施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化）等のルールを、市町村と企業との間で企業の立地時に定めるよう努める。
- (2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合にあっては、市町村は、跡地の有効活用の方策について検討することとし、その結果を踏まえ、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

本制度の運用については、その状況が適切にフォローアップされ、目標の達成をはじめ適切な制度運用の確保が図られることが必要である。

このため、市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県と共有するよう努めることとする。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県と共有するよう努めることとする。

県及び市町村は、改正農産法の施行前に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制を確保するよう努める。